

【大川原化工機事件】裁判官の責任を問う訴訟 提訴会見における原告3名のコメント

■ 相嶋静夫さん妻

2020年3月11日、理由を告げず、警察は夫を連れ去りました。夫はこのお茶を1本持って、連行されました。

11か月後、やっと自宅に帰ってきたときには、骨壺に入った遺骨になっていました。

体調を崩し、進行性胃がんを発症していることがわかってからも、執拗な保釈申請の却下が続く、夫は「これでも人間なのかね」と、絶望の中で一言つぶやきました。

死に至る病にかかっている人間に、保釈却下をしつづけた理由をお聞きしたいと思います。

■ 長男

裁判所のホームページを見ると、基本的人権を守るために、捜査機関が被疑者の身体拘束を行うには裁判官が発付する令状が必要であると解説されています。

父が逮捕、勾留されたとき、私は裁判官が慎重に身体拘束の必要性を検討した上で令状を出しているのだから、父の会社に何か瑕疵があるのだろうと思っていました。当時私は裁判官を信用し、父を信用していなかったのです。

まさか、裁判官が憲法に定める基本的人権の尊重というものを無視して、警察、検察に迎合した判断をしているなどとは思いませんでした。

今回の裁判は、憲法と法律に従わず、人権を蹂躪した裁判官の責任をどのように裁判官が判断するのか、裁判官としてのプロフェッショナル・オートノミー(専門家の自律)が試されています。

今回の裁判を通じて、裁判官の本当の姿を、広く国民の皆様と共有したいと思います。

■ 次男

私の父は、警視庁による違法捜査事件で、逮捕・勾留され、無実であったのにその過程で命を落としました。

本来、裁判所は捜査機関の暴走を止める最後の砦のはずです。しかし本件においては、その役目をせず、警察・検察の判断を追認する形で、逮捕・勾留、そして起訴後の拘束が続けられました。杜撰な捜査と恣意的な法律解釈に対しても、本来果たすべきチェック機能が、なかったのです。

事件では、証拠がすでに押収され、任意の取り調べにも誠実に応じたにもかかわらず、具体的な理由を示さないまま、保釈は認められませんでした。それは、自白しない限り、解放されない「人質司法」そのものです。

そして何よりも耐えがたいのは、父が拘置所で、進行がんに侵されていた時のことです。父は「なぜ正しいことが、分かってもらえないのか」と訴えながら、絶望の中で命を削られていきました。

外部病院への受診においても、執行停止という極めて限定的な対応の中で、過酷な移動を強いられました。病状を悪化させるような扱いが続き、人の命と尊厳に対する配慮がありませんでした。

去年6月に、高裁判決が確定した国賠訴訟では、捜査機関の違法が認められました。しかし裁判所は、自らの判断について十分な説明や検証を行っていません。

私は、父の死に至る過程における裁判所の責任を明らかにしたいと考えています。そして同時に、二度と同じ悲劇が繰り返されない社会にしたいと、強く願っています。

裁判所には人権に十分配慮し、捜査機関の主張を無批判に受け入れるのではなく、独立した立場から厳格に審査し、法律に基づいて判断するという本来の役割を果たしてほしいと思います。

それが、人の命と尊厳を守る「人道の司法」につながると信じています。

この問題をぜひ社会全体で考えていただきたいと思います。